

第 10 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 24 年 4 月 26 日（木）午後 3 時 30 分から午後 16 時 51 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	25 番	杉坂 達男
会長職務代理者	24 番	谷内 雅貴
委員	1 番	国枝 隆幸
	2 番	香西 浩志
	3 番	齊藤 正孝
	5 番	大道 健實
	6 番	小原喜久雄
	7 番	石川 雅洋
	8 番	尾藤 欣二
	9 番	向井 知己
	10 番	杉本 義昭
	11 番	鯖戸 英明
	12 番	田邊 忠幸
	13 番	高橋 秀樹
	14 番	鬼頭 良市
	15 番	東口 政秋
	16 番	蛭原 一治
	17 番	森 勤子
	18 番	中島 孝
	19 番	白木 孝和
	20 番	岡崎 稔
	21 番	宗廣 武夫
	22 番	加藤 宏
	23 番	齊藤 一男

4 欠席委員（名） 4 番 山田 学

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第 1 号 職員の人事異動について

第 2 号 平成 24 年度第 1 回地区別農業委員会会長・事務局長会議について

第 3 号 十勝農業委員会連合会平成 24 年度通常総会について

第 4 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について

5) 議案

第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 平成24年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主任	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第10回農業委員会総会を開会いたします。
議長	次に会議規則第13条2項の規定により議事録署名委員を議長から指名させて頂きたいと思いますが異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	それでは、指名をいたします。19番 白木委員、20番 岡崎委員にお願いをいたします。
議長	次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	はい。 諸般の報告を申し上げます。 会議規則第4条の規定により、4番 山田委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	次に、報告第1号「職員の人事異動について」事務局から申し上げます。
事務局	はい。 議案の方1ページを、お開き下さい。 報告第1号「職員、人事異動について」報告をいたします。 平成24年4月1日付けで幕別町農業委員会事務局職員の人事異動に伴い、農業委員会等に関する法律第20条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき次のとおり専決処分したので同条第2項により、ここに報告し承認を求めるものでございます。 幕別町へ出向、農業委員会忠類支局農地振興係長 廣瀬紀幸は経済部副主幹へ、農業委員会農地振興係 佐々木哲也は総務部付け厚生労働省へ派遣に配属となりました。 幕別町から出向で、忠類総合支所経済建設課施設管理係長から農業委員会忠

	類支局農地振興係長に伊藤憲彦が配属され、民生部町民課環境衛生係から農業委員会農地振興係に川本貴士が配属となりました。 ここで職員の紹介を致します。 初めに忠類支局農地振興係長 伊藤憲彦です。
伊藤係長	伊藤です。4月1日付けで支局の農地振興係の方で勤務する事になりました。これから、お世話になります宜しくお願いいたします。
事務局	宜しくお願いいたします。 次に農地振興係 川本貴士でございます。
川本	川本です。町民課環境衛生係から配属になりました。宜しくお願いします。
事務局	委員の皆様におきましても今後とも宜しくお願いを申し上げます。以上であります。
議長	はい。ただいま事務局から4月1日付けの人事異動について、ご報告を申し上げます。ご承認をお願いいたします。
議長	次に、報告第2号「平成24年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議について」ならびに報告第3号「十勝農業委員会連合会平成24年度通常総会について」を一括議題といたします。
事務局	はい。
議長	事務局から報告の第2号・3号を一括、申し上げます。
事務局	はい。それでは私の方から報告第2号および報告第3号について一括報告をさせていただきます。 初めに、報告第2号「平成24年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議について」であります。資料の方、別紙の資料が皆さんの方に添付しておりますので、ご覧を頂きたいと思います。去る4月13日に、とかちプラザにおきまして、北海道農業会議が主催の会議に杉坂会長と私事務局が出席をいたしました。 協議事項1つ目は、「平成25年度農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について」であります。平成25年度北海道選出国會議員要請集会和要請の取りまとめにつきましては、北海道農業委員会系統組織として要望を取りまとめ本道選出国會議員に対して、要請活動を行うものであります。日程につきましては、5月31日に東京の星陵会館で要請活動を行う事となっております。 なお、本道の各地方連の要望意見と致しましては、お手元の資料の10ページから十勝農委連、農業委員会連合会はページ数21ページ、22ページにございますので、時間の関係上のちほどご覧を頂きたいと存じます。 次に、資料25ページをお開きください。 2つ目につきましては、「平成24年度北海道農業会議事業推進の重点事項について」であります。本年3月23日総会におきまして、決定をしておりますが、北海道農業会議として、事業の推進の事業重点事項といたしまして、11項目を掲げ取りくむ事としております。

	29 ページをお開き下さい。 3 つ目でございます。「農業者年金の加入推進について」であります。農業者年金加入者 10 万人早期達成の為の 3 ヶ年計画の最終年であります。昨年 7 月に加入者が、新規加入者が 10 万人を達成しましたが、3 ヶ年の新規加入者目標 1 万 8 千人に対し、本年 3 月現在で 6, 6 5 5 人と目標の 3 分の 1 を超えた状況であります。北海道では、3 ヶ年目標 1, 4 6 7 人に対し新規加入者は、2, 1 2 8 人で目標を超えております。今後においても農業者年金の加入促進に協力を願いとお願いしたいという事でございます。 40 ページをお開き下さい。 4 つ目は、「農業委員会系統組織の情報提供活動の取り組みと全国農業新聞の普及推進について」であります。特に全国農業新聞につきましては、農業委員さん 1 人 1 部を増やして頂ける様お願いしたいという事でございます。詳細につきましては、後ほどご覧を頂きたいと存じます。以上で報告第 2 号の報告を終わらせて頂きます。 次に報告第 3 号、平成 24 年度通常総会議案と書かれている資料を、ご覧下さい。報告第 3 号「十勝農業委員会連合会平成 24 年度通常総会について」であります。 議案審議では、報告第 1 号「平成 23 年度事業報告から議案第 3 号他の執行機関の役員選出までの 5 議案すべてが、承認可決される総会が、無事終了しております。なお、十勝農業委員会連合会の重点要請事項は、5 項目であります。10 ページに記載をしておりますので、後ほどご覧を頂きたいと存じます。 以上、雑駁でございますけれども報告第 2 号、報告第 3 号の報告とさせていただきます。
議長	第 3 号を合わせて申し上げました。特にご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。 ございませんか。 (発言なし)
議長	はい。それでは、ない様でありますから以上で報告の第 2 号並びに第 3 号を終わります。
議長	次に報告の第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告の第 4 号 1 番から 6 番を説明いたします。
事務局	報告第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 2 ページ、3 ページの 6 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。
議長	はい。ただいま報告の第 4 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を説明をいたしました。質疑ございませんか。1 番から 6 番まで、説明をいたしました。 (発言なし)

議長	質疑なしといたします。 よって、報告の第4号1番から6番については、報告のとおり承認をされました。
議長	次に報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番、2番を説明いたします。
事務局	報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について下記の通り許可をしたので報告いたします。案件は、議案書4ページ、5ページの2月27日第8回総会で審議された2件でございます。内容につきましては、記載の通りでございます。なお、記載の通り条件を付し1番は平成24年4月1日付け、2番は平成24年4月15日付けで、それぞれ許可をしております。
議長	ただいま報告の第5号の1番並びに2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。 よって、報告の第5号の1番、2番は報告のとおり承認をされました。
議長	次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から1号の議案第1号の1番から6番を説明いたします。
事務局	【議案第1号1番から6番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元でございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
18 番	この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないかと思われま す。以上で説明を終わります。どうぞ宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案の第1号1番から6番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号、1番から6番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の7番、8番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号7番、8番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からの補足の説明をお願いいたします。
10 番	この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号の7番、8番は、原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の9番から12番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第1号9番から12番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページ、6ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。宜しくをお願いいたします。
議長	質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の9番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号の9番から12番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の13番から16番について、説明をいたします。
事務局	【議案第1号13番から16番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページ、8ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
21番	この案件につきましては、後継者の借り換えに伴うものでありまして、借主は意欲的に営農に取り組んでいるために、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の13番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。議案第1号の13番から16番は原案のとおり決しました。
議長	次の案件、1号、議案第1号の17番、18番につきましては、鯖戸委員の議事参与になっております。審議期間中、ご退席をお願いいたします。 (11番鯖戸委員退席)
議長	それでは、議案第1号、17番、18番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第1号17番、18番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

14 番	この案件につきましては、本来、鯖戸委員でありますが議事参与に該当いたす事から私の方から、ご説明申し上げます。この案件については、更新でございます。借主は意欲的に農業に営んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の17番、18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号の17番、18番は原案のとおり決しました。 (11 番鯖戸委員着席)
議長	それでは、次に議案第1号の19番、20番について説明をいたします。
事務局	【議案第1号19番、20番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書10ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12 番	この案件につきましては、後継者への借り換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。
議長	はい。質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の19番、20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第1号の19番、20番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第1号の21番、22番について説明をいたします。
事務局	【議案第1号21番、22番を議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
13 番	この案件につきましては、3 月 19 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
議長	はい。質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 21 番、22 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 21 番、22 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号の 23 番から 26 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 23 番から 26 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 12 ページ、13 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
13 番	この件につきましては、今月の 17 日に町公社が利用調整を行ったものであります。今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 23 番から 26 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 23 番から 26 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号 27 番から 30 番について、事務局から説明いたします。

事務局	【議案第 1 号 27 番から 30 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 14 ページ、15 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、補足の説明をお願いいたします。
21 番	この案件につきましては、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	はい。質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 27 番から 30 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 27 番から 30 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号の 31 番、32 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 31 番、32 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 16 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からの補足の説明をお願いいたします。
14 番	この案件については、今年 18 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 31 番、32 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 31 番、32 番は原案のとおり

	決しました。
議長	次に議案第 1 号の 33 番、34 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 33 番、34 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 17 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
14 番	この案件についても、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。
議長	はい。質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 33 番、34 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 33 番、34 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 1 号の 35 番から 40 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 35 番から 40 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 18 ページから 20 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
11 番	この案件につきましては、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。宜しく申し上げます。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 35 番から 40 番に

	ついては、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】 議長 異議なしといたします。よって、議案第1号の35番から40番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第2号1番の説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
21番	去る、4月20日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。
議長	はい。質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第2号の1番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第2号の2番について、説明をいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
1番	去る、4月20日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長	はい。質疑に入ります。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第２号の２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第２号の２番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第２号の３番、４番について、説明をいたします。
事務局	【議案第２号３番、４番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書３ページ、４ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22 番	去る、４月 20 日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第２号の３番、４番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第２号の３番、４番は原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第２号の５番について、説明をいたします。
事務局	【議案第２号５番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書５ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

10 番	この案件につきましては、本来、地区担当委員は、谷内代理でございますが、現地調査当日、都合が付かず代わりに私が現地を確認いたしましたので、説明をさせていただきます。去る、4月20日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
16 番	はい。
議長	はい。蛭原委員。
16 番	ちょっと、お聞きしたいんですけれども、調査書の方で、平均価格、高台平均価格に概ね該当してるんだけど、ちょっと僕もハッキリ覚えてないんですけれども、高台の平均価格って、どのくらいだったんですか。
議長	はい。事務局。
事務局	幕別地区高台の価格につきましては、平均価格7,700円であります。
議長	蛭原委員。
16 番	はい。そしたら、この調査票に書いてある、概ね平均価格っていう書き方そのものは、おかしいんじゃないかと思うんですけども、如何なものでしょうか。
議長	暫時休憩をいたします。
	(事務局 内容確認)
議長	はい。休憩を解きます。
事務局	ただいまの関係につきまして、調査書の方の「概ね」という事が、入っておりますので訂正、「概ね」を外して、平均額と、いう形で明確に行きたいと思います。「概ね」というのは、外して行きたいと思います。
議長	蛭原委員。
16 番	そういう書き方では、まずいでないかなと思ってね。僕の記憶では、概ね倍以上でなきゃ良いっていう内容で、そこの平均額っていう書き方をしない方が、要するに当委員会の、取り決めに合致している内容だから良いんであって、こういう書き方は、まずいでないかなと思って。それでこの、前の3号の調査書も直して頂きたいんですけど。
議長	はい。事務局。
事務局	ただいまの蛭原委員の言っている様に、質問の内容との関係につきまして、総会等におきましてですね、借賃につきましてはですね。平均額の2倍以上は、

極端に高額な借賃として不許可という事にしております事から、この辺については、記載の関係についてはハッキリと、明確にして訂正をさせて行きたいと思います。以上です。

議長 蛭原委員。

16 番 はい。よろしいです。

議長 他に、質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 はい。それでは、質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 5 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 2 号 5 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 2 号の 6 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 6 番を議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 はい。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

13 番 去る、4 月 20 日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。よろしくをお願いいたします。

議長 はい。質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 6 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 2 号 7 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 7 番を議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は、別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12 番	この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。
議長	はい。質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 7 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号 8 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 8 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 8 番は原案のとおり決しました。 (6 番小原委員退席)

議長	次に議案第２号９番について、説明をいたします。
事務局	【議案第２号９番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書９ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22 番	この案件につきましても、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第２号の９番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第２号の９番は原案のとおり決しました。
	(６番小原委員着席)
議長	次に議案第２号１０番について、説明をいたします。
事務局	【議案第２号１０番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書１０ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
23 番	去る、４月２０日、向井委員、東口委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局、説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。

	【異議なしの声多数】
議長	よって、議案第 2 号の 10 番は原案のとおり決しました。
議長	ここで休憩をしますか。ここで 40 分まで休憩をいたします。私は、しなくても良いんでないかと言ったんですが、事務局長が煙草を飲まないと、みんなイライラするからって言うから、ここで休憩をいたします。 (16 : 30～16 : 40 休憩)
議長	次に、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第 3 号の 1 番を説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この申請地は、牛舎の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は、農用地であります。農用地は原則、不許可であります。本件は、農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る調査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	はい、それでは、地区担当農業委員から関連の、ご報告をお願いいたします。
8 番	去る、4 月 20 日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局と現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい、何かご質問があればご発言ください。 (発言なし)
議長	無い様であります。採決をいたします。議案第 3 号の 1 番については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。議案第 3 号の 1 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 2 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、農機具格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は、農用地であります。農用地は原則、不許可であります。本件は、農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりでございます。よろしくお願いいたします。

議長	はい。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22 番	去る、4 月 20 日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。よって、議案 3 号の 2 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号 3 番について説明をいたします。
	(18 番中島委員退席)
事務局	【議案第 3 号 3 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、牛舎等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は、農用地および甲種農地であります。農用地は原則、不許可であります但本件は、農振農用地区域の指定用途への転用である事、甲種農地も原則不許可であります但、例外許可事由の農業用施設用地への転用である事から問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
21 番	去る、4 月 20 日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。
	(18 番中島委員着席)
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 3 番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第 3 号の 4 番について説明をいたします。

事務局	【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、倉庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は、農用地であります。農用地は原則不許可であります但本件は、農振農用地区域の指定用途への転用である事から問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長 10 番	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。 去る、4月20日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。
議長	議案第3号の4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の4番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第3号の5番について説明をいたします。
事務局	【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、格納庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は、農用地であります。農用地は原則不許可であります但本件は、農振農用地区域の指定用途への転用である事から問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	はい。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
2 番	去る、4月20日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局と現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい。質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。

議長	採決をいたします。議案第3号の5番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第3号の5番は、原案のとおり決しました。
議長	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第4号の1番を説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。なお、農地区分は、農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないと、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から関連の、ご報告をお願いいたします。
12 番	去る、4月20日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。
議長	はい。質疑をおこないます。ございませんか。
16 番	はい。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。
16 番	はい。
議長	蛭原委員。
16 番	あの、参考までに聞きたいんですけども、転用内容の中で砂利採取量723m ³ となっていますが間違っていないのですか。
議長	これ、間違ってるな。
事務局	間違っていないです。
16 番	間違っていないの。

事務局	はい。
16 番	そしたら結局この4反近い面積で、この量だけしか取らないのか。 そういう解釈をしてよろしいんですか。
事務局	そういう事になります。はい。
議長	はい。蛭原委員。
16 番	はい。よろしいです。
議長	暫時ちょっと休憩します。 (事務局で内容を確認)
議長	休憩を解きます。
事務局	今回の転用は、長靴の形のつま先の道路の面に沿っている部分が、以前採取した道路用地のまわりの残っている部分であるので、今回の採取部分はこの横のちょっとしか幅がないのです。そして畑の部分に、一応取った土を置くって いう様な形で、こちらの方が、面積が大きくなっております。
議長	というような事で、ご理解を頂きたいと思います。
議長	そのほかに質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。
議長	採決をいたします。
議長	議案第4号の1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第4号の1番は、原案のとおり決しました。
議長	次に議案第5号「現況証明について」を、議題といたします。事務局から議案第5号の1番を説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員から関連の、ご報告をお願いいたします。
19 番	この案件につきましては、本来、地区担当委員は、石川委員でございますが、

	現地調査、当日、都合がつかず代わりに私が現地を確認いたしました。 説明させていただきます。去る、20 日、齊藤正孝委員、大道委員、事務局で現地を確認いただき、農地・採草放牧地以外ということで、ご確認をいただいております。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑をおこないます。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 6 号「平成 24 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。事務局から議案第 6 号の説明を申し上げます。
事務局	議案第 6 号「平成 24 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」、「平成 24 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」別紙のとおり決定したいので、審議を求めます。 内容の説明をさせていただきます。お手元に配布いたしました。議案第 6 号資料の方をご覧ください。 「活動方針・活動計画」につきましては、先月の総会におきまして、各部会の協議の方を踏まえまして、報告のとおり前年同様の形で提案をさせていただきます。また、「活動方針」につきましては、先月の総会で案としてお示しいたしました内容で作成をしているところでございます。 4 ページをご覧ください。「平成 24 年度幕別町農業委員会事業計画」といたしまして、最初に農業委員会の関係の事業でございます。 1 番上の上段でございますが、「総会」の関係でございます。毎月、総会につきましては、月末に総会を開催し、昨年、取り決めのありました通り年 3 回、忠類での開催を計画しております。平成 24 年度の開催時期につきましては、5 月、10 月、1 月で計画をしてございます。また、急遽、各部会等を開催しなければならない場合には、開催場所の変更がありますので、ご理解の程を宜しくお願いしたいと思います。 5 ページをご覧ください。5 ページは、十勝、農業会議、南十勝の関係の日程となっております。下段にあります南十勝の関係につきましては、本年度、当番となっている事業がありますので、ご確認をお願いいたします。 以上が具体的な事業内容となっておりますが、現時点での予定でもありますことから、事業によっては、開催時期が変更となる場合もありますのでご承知おき願いたいと思います。 以上、内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	ただいま、24 年度の活動方針等について事務局から説明を申し上げました。質疑を行いたいと思いますが、ございましたら、ご発言をお願いいたします。
議長	ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、ただいまご提案申し上げましたとおり、活動方針等については、ご決定を頂きました。
議長	議案は以上であります。
議長	以上をもちまして、第 10 回の農業委員会総会を閉会いたします。